【表紙】

【発行登録番号】	30一投法人1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月7日
【発行者名】	産業ファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　　倉都　康行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 執行役員　　インダストリアル本部長　　上田　英彦
【電話番号】	03-5293-7091
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	産業ファンド投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】	投資法人債券（短期投資法人債を除く。）
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2018年11月15日）から2年を経過する日（2020年11月14日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第１【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第２【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第３【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

(1) 【銘柄】
未定

(2) 【投資法人債券の形態等】
未定

(3) 【引受け等の概要】
未定

(4) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
未定

(5) 【振替機関に関する事項】
未定

(6) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】
登録年月日　2007年4月11日
登録番号　関東財務局長第60号

(7) 【手取金の使途】
本投資法人による新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、改修工事資金、借入金の借換資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、運転資金等に充当します。

(8) 【その他】
未定

第二部【参照情報】

第１【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間　第22期（自2018年2月1日　至2018年7月31日）
2018年10月25日関東財務局長に提出
計算期間　第23期（自2018年8月1日　至2019年1月31日）
2019年4月30日までに関東財務局長に提出予定
計算期間　第24期（自2019年2月1日　至2019年7月31日）
2019年10月31日までに関東財務局長に提出予定
計算期間　第25期（自2019年8月1日　至2020年1月31日）
2020年4月30日までに関東財務局長に提出予定
計算期間　第26期（自2020年2月1日　至2020年7月31日）
2020年11月2日までに関東財務局長に提出予定

第２【参照書類を縦覧に供している場所】

産業ファンド投資法人　本店
（東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）